

資料番号	総務 7
------	------

令和 8 年 7 月 17 日
局 名 監査委員事務局
担 当 者 監査統括監 山下
監査管理監 櫻河内
内 線 5113、5114

事 務 概 要

令和 8 年度

広 島 県 監 査 委 員

目 次

1	監査委員の状況等	1
2	事務局組織、職員数及び事務分掌	2
3	令和8年度予算	4
4	主要業務の概要	5

参考資料

・令和7年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）	8
--------------------------	---

1 監査委員の状況等

(1) 監査委員の職務

監査委員は、県の行政が最少の経費で最大の効果を挙げるよう実施されているかどうかを公正に監査するため、地方自治法第 195 条により知事の指揮監督から独立して設けられたものである。

その職務権限の主なものは、次のとおりである。

ア 財務に関する事務の執行についての監査（財務監査）

イ 一般行政事務についての監査（行政監査）

ウ 決算及び証拠書類等の審査（決算審査）

エ 現金の出納についての検査（例月出納検査）

オ 健全化判断比率等の審査

カ 内部統制評価報告書の審査

(2) 委員の状況

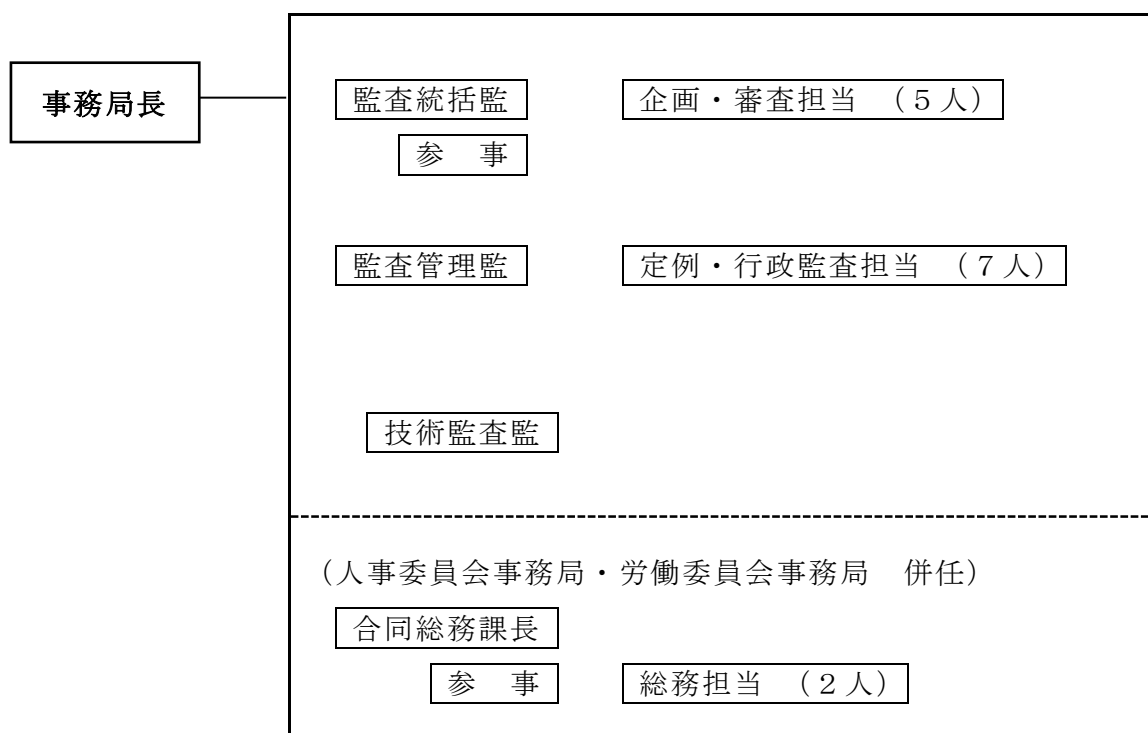
区 分		常・非常勤	氏 名	備 考
監 査 委 員	議員選任	非常勤	森 川 家 忠	
	議員選任	非常勤	福 知 基 弘	
	識 見	非常勤	門 前 智	
	識 見	常 勤	三 田 利江子	代表監査委員

（参考）

委員の設置及び定数	委員の選任	委員の任期												
1 設置 普通地方公共団体に監査委員を置く。（地方自治法第 195 条）	1 知事が議会の同意議決を得て選任	1 議員選任委員 議員の任期												
2 定数	2 議員のうちから選任する場合の委員数	2 識見委員 4 年												
<table><tr><th>区 分</th><th>定数</th></tr><tr><td>都道府県、 人口 25 万人以上の市</td><td>4 人</td></tr><tr><td>その他の市町村</td><td>2 人</td></tr></table>	区 分	定数	都道府県、 人口 25 万人以上の市	4 人	その他の市町村	2 人	<table><tr><th>区 分</th><th>委員数</th></tr><tr><td>都道府県、 人口 25 万人以上の市</td><td>2 ～ 1 人</td></tr><tr><td>その他の市町村</td><td>1 人</td></tr></table> ※ ただし、条例で議員のうちから選任しないことができる。 （本県の場合は、広島県監査委員条例により 2 人）	区 分	委員数	都道府県、 人口 25 万人以上の市	2 ～ 1 人	その他の市町村	1 人	
区 分	定数													
都道府県、 人口 25 万人以上の市	4 人													
その他の市町村	2 人													
区 分	委員数													
都道府県、 人口 25 万人以上の市	2 ～ 1 人													
その他の市町村	1 人													
※ ただし、条例でその定数を増加することができる。	3 都道府県及び人口 25 万人以上の市については、識見委員のうち 1 人以上は常勤としなければならない。													

2 事務局組織、職員数及び事務分掌

(1) 組 織



(※会計年度任用職員は除く。)

(2) 職員数 (合同総務課職員を除く。)

区 分	職員数 (人)
事務局長	1
監査統括監	1
監査管理監	1
技術監査監	1
参事	1
ほか職員	1 2
計	1 7

(ほかに建築物等監査嘱託員 1人)

(3) 事務分掌

ア 企画・審査担当

- (ア) 監査の企画・立案に関すること
- (イ) 知事との協議に関すること
- (ウ) 各種会議に関すること
- (エ) 監査の研修に関すること
- (オ) 監査の広報、広聴に関すること
- (カ) 外部監査に関すること
- (キ) 監査委員の交代に関すること
- (ク) 決算審査に関すること
- (ケ) 例月出納検査に関すること
- (コ) 健全化判断比率等の審査に関すること
- (サ) 指定金融機関等の監査の執行に関すること
- (シ) 内部統制評価報告書の審査に関すること

イ 定例・行政監査担当

- (ア) 定例監査の執行に関すること
- (イ) 財政的援助団体等の監査の執行に関すること
- (ウ) 行政監査の執行に関すること
- (エ) 随時監査の執行に関すること
- (オ) 知事の要求による監査の執行に関すること
- (カ) 議会の請求による監査の執行に関すること
- (キ) 直接請求による監査の執行に関すること
- (ク) 住民監査請求に関すること
- (ケ) 職員の賠償責任に関する監査の執行に関すること

ウ 合同総務課

- (ア) 事務局の組織・人事に関すること
- (イ) 予算、決算及び会計に関すること
- (ウ) その他事務局の庶務に関すること

3 令和8年度予算

(款) 総務費

(項) 監査委員費

(単位：千円)

目	令和 8 年度 当 初 予算額	令和 7 年度 当 初 予算額	比 較	本年度の財源内訳			説 明
				特定財源		一 般 財 源	
				国 庫 支出金	その他		
1 委 員 費	26, 272	26, 340	▲68	—	—	26, 272	1 委員報酬・給与費 委員 4 人 24, 469 2 監査執行経費 1, 803
2 事 務 局 費	193, 750	195, 381	▲1, 631	—	321	193, 429	1 職員給与費 152, 487 2 事務局運営費 23, 158 3 外部監査事業費 18, 105
計	220, 022	221, 721	▲1, 699	—	321	219, 701	

4 主要業務の概要

「監査の指針」（平成 28 年 3 月策定）に掲げた「県民の信頼と負託のもと、県民のために県の行財政全般について監査し、その適正な執行の確保及び運営の質の向上を図る」という使命を果たすため、この指針に掲げた 3 つの理念（「公正な監査」「県民起点の監査」「改善を促す監査」）を行動の規範とし、「広島県監査委員監査基準」に従って、質の高い監査を実施する。

(1) 監査業務の執行

ア 定例監査等（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 7 項）

本庁、地方機関の事務の執行について、本庁は全部局（20 部局）、地方機関は 198 機関中 60 機関を対象として監査を行う。

なお、監査のけん制機能を確保するため、抜き打ち的監査を必要に応じて選定し実施する。

また、財政的援助団体等については、出資額等に応じて監査を行う。

【令和 7 年度実績及び令和 8 年度計画】

区 分				令和 7 年度実績		令和 8 年度計画		
				対象数	執行数	対象数	執行数	摘要
県 の 機 関	本 庁	各部局		10	10	10	10	すべて実施
		行政委員会等		10	10	10	10	すべて実施
		(小 計)		(20)	(20)	(20)	(20)	
	地 方 機 関	知事 部局	西部・東部・北部 各事務所	16	7	16	9	2 年に 1 回
			その他	46	15	46	24	3 年～5 年に 1 回
		教育委員会	県立学校	98	20	98	17	3 年～5 年に 1 回
			その他	11	1	11	4	3 年～5 年に 1 回
		警察（警察署・警察学校）		27	5	27	5	3 年～5 年に 1 回
		抜き打ち的監査		—	1	—	1	選定して実施
		(小 計)		(198)	(49)	(198)	(60)	
	合 計			218	69	218	80	
財 政 的 援 助 団 体 等	出資法人		30	10	30	9	出資比率等に応じ 2 年～5 年に 1 回	
	補助団体 （1 千万 円以上）	継続補助団体・ 5 千万円以上／年	53	4	53	10	選定して実施	
		その他	240	6	240			
		(小 計)		(293)	(10)	(293)	(10)	
	指定管理者		53	10	50	10	概ね 5 年に 1 回	
合 計			376	30	373	29		
総 合 計				594	99	591	109	

イ 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

定例監査等から現れた課題や県民の関心の高い今日的課題など、監査結果に基づく改善効果が期待できる実効性のあるテーマを選定し、経済性、効率性、有効性等の観点重視した、より深く掘り下げた監査を実施する。

【参考：令和 7 年度及び 8 年度のテーマ及び監査対象機関】

テ ー マ	監査の対象機関
ソーシャルメディアの活用状況について	ソーシャルメディアを活用した情報発信を行っている機関

ウ 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）

一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

なお、現在、地方自治法第 241 条第 5 項による運用状況の審査の対象となる基金はない。

（審査の対象）

- ・ 一般会計、特別会計
- ・ 公営企業会計（土地造成事業会計及び流域下水道事業会計）

エ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

オ 例月出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計、基金に係る現金の出納について、毎月おおむね 25 日に検査を行う。

カ 内部統制評価報告書の審査（地方自治法第 150 条第 5 項）

内部統制評価報告書の審査を行い、審査意見書を知事に提出する。

キ 住民監査請求による監査（地方自治法第 242 条）

住民からの請求により、該当する財務に関する事務について、監査を行う。

【年度別請求件数】

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	1 件	9 件	5 件	2 件	5 件

ク 随時監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

必要に応じ随時、財務に関する事務について、監査を行う。

ケ 知事及び議会の要求による監査（地方自治法第 98 条第 2 項、第 199 条第 6 項）

知事及び議会の要求により、該当する事務について、監査を行う。

(2) 外部監査の実施準備及び協力

ア 包括外部監査（地方自治法第 252 条の 27 から第 252 条の 38 まで）

知事の補助執行事務として、包括外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、包括外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

【令和 8 年度包括外部監査人】

弁護士 車元 晋（令和 8 年 4 月 1 日 包括外部監査契約締結）

イ 個別外部監査（地方自治法第 252 条の 39 から第 252 条の 44 まで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 26 条第 1 項）

監査委員監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を行うこととなったとき、知事の補助執行事務として個別外部監査契約締結に係る一連の事務を行う。

また、契約締結後、個別外部監査人の求めに応じ、外部監査業務に協力する。

令和7年度定例監査等の結果報告（年度のまとめ）

1 定例監査等の実施機関数

令和7年度監査基本計画に基づき県の機関 69 機関及び財政的援助団体等 29 団体を対象に監査を実施した。

2 定例監査結果等の概要

（1）機関別監査結果

監査委員会議で協議・決定した監査結果は、指摘事項 48 件、改善を求める事項 14 件、検討要請事項 9 件である。

※（ ）内は令和6年度の件数

区 分		監査実施機関(団体) 数		監査結果(件数)		
			うち指摘事項等を付した機関	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	知事部局等	40 (42)	17 (11)	23 (13)	11 (3)	7 (4)
	教育委員会	23 (25)	7 (8)	16 (9)	1 (2)	0 (0)
	警 察 本 部	6 (8)	2 (0)	3 (0)	1 (0)	0 (0)
	小 計	69 (75)	26 (19)	42 (22)	13 (5)	7 (4)
財政的援助団体等	出 資 等 団 体	9 (9)	3 (2)	5 (2)	0 (0)	2 (0)
	補助金交付団体	10 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設の指定管理者	10 (5)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	小 計	29 (24)	4 (3)	6 (2)	1 (1)	2 (0)
合 計		98 (99)	30 (22)	48 (24)	14 (6)	9 (4)

※ 一つの機関に複数の指摘等をしている場合がある。また、監査実施機関(団体)数は、出資等団体が公の施設の指定管理者となっている場合は、重複して計上している。

（2）性質別監査結果

※（ ）内は令和6年度の件数

	内 容	指摘事項	改善を求める事項	検討要請事項
県の機関	収入(県税、使用料及び手数料の徴収事務など)	8 (4)	1 (0)	0 (0)
	支出(委託業務、物品購入契約及び補助金交付事務など)	3 (7)	1 (1)	4 (2)
	財産(行政財産の使用許可、現金及び物品の管理など)	16 (2)	0 (0)	2 (1)
	工事(工事や補償に係る事務など)	10 (9)	2 (3)	1 (0)
	その他(県機関における事務処理体制など)	5 (0)	9 (1)	0 (1)
小 計		42 (22)	13 (5)	7 (4)
財政的援助団体等	経営全般・内部統制に係るもの	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	会計処理全般に係るもの	3 (1)	0 (0)	0 (0)
	資産・負債関係に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	収入(収益)・支出(費用)に係るもの	0 (1)	0 (0)	0 (0)
	補助金等に係るもの	2 (0)	0 (0)	0 (0)
	公の施設管理等に係るもの	1 (0)	1 (1)	0 (0)
	その他(決算書類、税務関係等)に係るもの	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計		6 (2)	1 (1)	2 (0)
合 計		48 (24)	14 (6)	9 (4)

(参考)

指摘事項 … 法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるもの

改善を求める事項 … 業務の執行等において改善を求めるもの

検討要請事項 … 業務の執行等において今後検討を要請するもの

※ 指摘事項・改善を求める事項についてはフォローアップを実施

3 主な指摘事項等

(1) 県の機関

ア 指摘事項

- 借受財産において、借受けの手続は行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（西部農林水産事務所、県立西条農業高等学校）
- 財産において、貸付台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかったもの（危機管理監）
- 備品において、備品出納簿による記録管理が行われていなかったもの（県立総合技術研究所水産海洋技術センター、危機管理監、総務局、土木建築局、教育委員会事務局）
- 行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延していたもの（東部建設事務所、県立福山工業高等学校）
- 工事請負契約において、施工体制台帳及び施工体系図の作成等を受注者に行わせていなかったもの（県立向原高等学校、県立祇園北高等学校）
- 工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付させていなかったもの（健康福祉局、県立西条農業高等学校）

イ 改善を求める事項

- 公印規程において、公印の廃止に伴う登録抹消の手続が定められていなかったことから、登録抹消の手続を定めるとともに、公印台帳の整備に努めるよう求めたもの（総務局、労働委員会事務局）
- 一者随意契約を行った工事請負契約において、客観的な判断材料に基づく比較・検討が行われていなかったことから、随意契約の適用について慎重に判断するとともに、契約の経済性、公平性、競争性、透明性の確保に努めるよう求めたもの（総務局）
- 令和7年度に監査した警察署の工事請負契約において、道路標識の支柱などの資材について、仕様書で規定されたJIS規格等の品質確認をしていなかったことから、仕様書等の見直しなどの必要な措置を講じ、工事の品質確保に向けた組織的な取組を求めたもの（警察本部）

ウ 検討要請事項

- 借受物品において、借受期間が満了しているが、借受の経緯や相手方が不明のため更新手続等が行われていなかったことから、経緯等を調査した上で、早急に処理方針を検討するよう要請したもの（総務局、土木建築局）
- 令和6年度に病院事業局県立病院課が執行した工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付せていないなど、不適正な事務処理が見受けられたことから、病院事業を引き継がれた地方独立行政法人広島県立病院機構において各種法令や規程等が遵守され、適正な事務処理が行われるよう、設立団体として必要な助言等を行うよう要請したもの（健康福祉局）

(2) 財政的援助団体等

- 広島県下請企業振興事業費補助金において、補助事業により取得した備品の保管状況を明らかにするための台帳を設けていなかったもの（公益財団法人ひろしま産業振興機構 指摘事項）
- 管理業務に係る事務処理において、予約サイトによる宿泊予約の一元管理などを行っているが、取扱いが規則等と異なることから、施設の利用目的や利用者の利便性を踏まえ、規定と実際の事務処理が整合するよう、規定の見直しも含め所管課と協議するよう求めたもの（もみのき森林公園管理グループ 改善を求める事項）

※ ●は監査委員意見書に関連している事項